

千葉市立小学校及び中学校管理規則等の一部改正について

千葉市では、児童生徒の熱中症による事故防止対策として、小学校、中学校、特別支援学校の夏季休業期間を延長するため、本日（10月17日）開催された平成30年千葉市教育委員会会議第10回定例会において、「千葉市立小学校及び中学校管理規則」並びに「千葉市立特別支援学校管理規則」の一部改正を決定しましたので、お知らせします。

1 改正の目的

児童生徒の熱中症による事故防止対策として、小・中・特別支援学校の夏季休業期間を延長するため、「千葉市立小学校及び中学校管理規則」並びに「千葉市立特別支援学校管理規則」の一部を改正する。

2 改正の概要

- (1) 2019年度から当面の間の夏季休業について、7月中旬以降は、直近5年間の状況から30℃を超える日が続く傾向にあるため、7月の第2月曜日から夏季休業を開始することができるようにするとともに、8月下旬も熱中症が発生しやすいため、8月一杯は夏季休業とするよう日数を48日以内とする。
- (2) 夏季休業を延長した日については、秋季及び冬季の休業日を短縮することにより調整する。

3 施行年月日

平成31年4月1日

4 参 考

	2019年度の夏季休業	2018年度の夏季休業
期 間	7月16日（火）～8月30日（金）	7月21日（土）～8月31日（金）
授業終了日	7月12日（金）	7月20日（金）
授業開始日	9月2日（月）	9月3日（月）
夏季休業日数	46日	42日
備 考	秋季休業日を短縮する日 10月11日、15日 ※秋季休業日（3日間） 10月12日（土）～14日（月） 冬季休業日を短縮する日 12月24日、25日 ※冬季休業日（11日間） 12月26日（木）～1月5日（日）	※秋季休業日（5日間） 10月5日（金）～9日（火） ※冬季休業日（13日間） 12月24日（月）～1月5日（土）